

## 「犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制」の検討（検証作業部会案）

## 【スクリーニング】矯正施設等における支援対象者の選定

項目	体制案	説明
スクリーニングの対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別調整及び一般調整の対象とならなかった者（地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましいと思われる者であって、地域定着支援センターの支援対象とならなかった者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援対象者の選定に当たっては、矯正施設等に入所するすべての者をスクリーニングの対象とするが、既存制度との競合を避けるため、特別調整及び一般調整の対象者については、スクリーニングの対象から除く。（想定する具体的な対象者）矯正施設入所者、労役場留置者、少年院入院者</li> </ul>
スクリーニングを実施する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>矯正施設職員（心理専門官、福祉専門官等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクリーニングを実施する者としては、福祉的視点を持った矯正施設の専門職を充てる。ただし、これら専門職が対象者と接する機会は短時間に限られることが想定されるため、実施に当たっては、対象者の処遇に当たる他の矯正施設職員の協力も得られることが望ましい。</li> </ul>
時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>成人は入所時から出所日の6月前まで</li> <li>少年は入院時から随時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成人のスクリーニングの時期は対象者の刑期によりそれぞれ異なることが想定されるが、福祉機関側による支援構築のための日数を確保するため、遅くとも出所日の6月前までに実施する。</li> <li>少年については、入院期間の定めがないため、入院後適切な時期に実施する。</li> <li>事後に状況変化があった場合は、あらためてスクリーニングを実施する。（予定していた帰住先を喪失した場合等）</li> </ul>
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>出所・出院後の社会復帰に向けた何らかの生活支援を必要とする者を次の機会を捉えて選定 <ul style="list-style-type: none"> <li>執行開始時調査時</li> <li>生活環境調整時</li> <li>福祉専門官による個別面談時</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選定に当たっては、左記の面談等、特別な状況の下での対象者の主訴や状況だけではなく、作業や余暇時等、日常生活上でのつまずきも考慮に入れることが重要。（対象者の処遇に当たる他の矯正施設職員からの情報を加味）</li> <li>対象者に対する面談は、左記の機会等を捉えて複数回行われることが望ましい。</li> <li>裁判で提出された「更生支援計画書」には、刑執行開始時の調査のみでは必ずしも把握できない成育歴や事件背景、本人の持つ課題等が記載されている場合があることから、選定の際の参考とする。</li> <li>刑事施設の社会福祉士が、同計画を作成した司法ソーシャルワーカーと情報を共有することにより、入所段階における本人の状況をより正確に把握できる場合もあることにも留意する。</li> </ul>
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢、障害に限らず、地域社会の福祉関係機関等により、何らかの支援を受けることが望ましいと思われること</li> </ul> <p>【判断基準の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>帰住先の状況（皆無、受入能力なし）</li> <li>各種障害の有無（手帳の有無ではなく、生活能力上、関係性構築上の支障）</li> <li>経済的困窮状況（無職、無収入、有債務）</li> <li>医療受診の必要性（未受診、受診継続の必要性）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断基準の例示は選定の際の着眼点であり、選定の対象要件ではない。これらの項目等に着眼し、総合的に勘案した結果、出所・出院後の日常生活を営む上で「何らかの支援を受けることが望ましい」と矯正施設の職員が判断した者を対象とする。</li> <li>各種障害の有無については、障害が境界域又は有無が明確ではないが、何らかの生きづらさや対人関係の不安等を抱える者や、本人の性格傾向、資質等により、社会適応に困難を有する者等を含む。</li> <li>帰住先が明確であっても、家族内の関係性に課題を有していたり、家族自身が何らかの支援を必要とする場合もあることから、そうした観点からも留意する。</li> </ul>

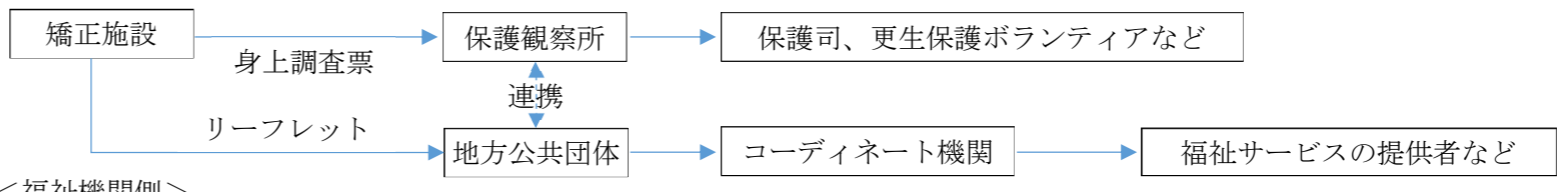
【本人同意】 司法機関による個人情報の提供及び福祉機関による支援の受け入れに関する同意の取得

項目	体制案	説明
同意を働きかける者	・矯正施設職員（福祉専門官等）	・同意を働きかける者としては、福祉的視点を持った矯正施設の専門職を充てる。また、関係性に配慮し、スクリーニングを実施した者が行うことが望ましい。
時期	・成人はスクリーニング終了後、出所日の6月前まで ・少年はスクリーニング終了後、随時	・成人のスクリーニングの時期は対象者の刑期によりそれぞれ異なることが想定されるが、福祉機関側による支援構築のための日数を確保するため、遅くとも出所日の6月前までに実施する。 ・少年については、入院期間の定めがないため、入院後適切な時期に実施する。
方法① （支援内容の説明）	・支援リーフレットを使用 ・円滑な社会復帰のための支援として説明 ・心配事の相談に応じる旨を説明	・対象者は、スクリーニングの結果、高齢、障害に限らず、何らかの支援を受けることが望ましいと思われる者であり、一般的な説明では十分な判断や理解に困難を伴うことを考慮し、対象者の資質や障害の程度に応じた適切な説明を行うとともに、繰り返しの説明を行う。 ・支援内容は、本人意向の実現に向けた直接的なサービスの提供ではなく、適切な福祉的サービスを受けるためのコーディネートであり、「本人と一緒に考えていくもの」「本人意思の代弁者となるもの」であることを適切に説明する。
方法② （個人情報の取扱説明）	・同意書に沿って説明	・上記対象者の資質や障害の程度に応じ、次の事項を適正に説明する。 ・円滑な社会復帰に向けた福祉サービスや社会生活における支援を受けるため、自身の人定事項や生育歴、刑事処分歴等や心身の状況、釈放日等の個人情報が、地方公共団体、福祉関係機関、福祉施設等に提供されること。 ・個人情報は、対象者本人の支援に必要な範囲内で提供され、その他の目的に使用されることはないこと。
方法③ （本人意思の確認）	・支援リーフレットを使用 ・同意書の徴収	・同意は、本人の意思を十分尊重した上で、適切な働きかけの下に行う。 ・未成年の場合は、保護者の意向を考慮するとともに、対象者本人の権利擁護にも配慮する。

【アセスメント】（本人意向の把握と適切な支援方針の検討のため、矯正施設内で行う面接）

項目	体制案	説明
アセスメントの実施者	矯正施設職員（福祉専門官等）同席のもと、地方公共団体（福祉専門職又は地方公共団体から委託等を受けた相談支援機関等の職員）が実施	・アセスメントの「実施者」は、矯正施設内で行うアセスメントに出席する者とする。出席者の選定、アセスメントの日程調整等は、矯正施設と地方公共団体が行う。 ・福祉機関側の実施者は、帰住希望地の地方公共団体とする。 ・アセスメントでは、福祉的な立場からの専門的な判断が必要となるため、本人からの聴取は福祉的視点を有する専門職が行う。 ・地方公共団体から委託等を受ける相談支援機関の例：地域生活定着支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、障害者基幹相談支援センター 等
時期	・本人同意後	・初回アセスメントの時期は、その後の支援の構築に必要な期間を考慮し、本人同意後速やかに行う。
方法	・矯正施設内での本人面接 ・本人の出所後の意向を確認 ・関係機関による本人情報の共有 ・犯罪被害者の権利利益保護の視点からの検討	・アセスメントの際に聴取内容の漏れがないようにするため、また効率性の観点から、面接シート（福祉機関側からの質問票）の様式をあらかじめ規定する。 ・本人の出所・出院後の意向として、帰住希望地や居住形態、就労意欲、医療受診の必要性などを聴取する。 ・犯罪被害者の権利利益保護の視点から、本人の帰住希望地に本人の犯罪による被害者が居住している場合には他の帰住先を提案する等、代替案の提示も検討する。 ・アセスメントで本人意向を的確かつ効率的に把握するためには、アセスメントを行う専門職が本人について詳細な情報を認識していること、また、本人と被害者の意向・利益の適切な利害調整を福祉機関側が行うためには、（被害者との関係性等を含む）詳細な情報が必要であることから、事前に司法機関側から福祉機関側に提供される情報の範囲は特別調整の場合に準ずるものとする。

【課題解決】（解決策の構築と出所・出院後の環境づくり）

項目	体制案	説明
時期	①アセスメント終了後から、出所・出院日まで ②出所・出院日から、本人が安定した地域生活を送ることができるようになるまで	①は、本人が矯正施設入所中に、出所・出院直後から迅速かつ効率的に社会復帰や生活再建のサービスにつなげるための環境づくりを行う期間とする。 ②は、出所・出院日から、地域の支援機関等による本人支援のネットワークが構築されるまでの期間とする。
担当者	<司法機関側> ①福祉専門官、矯正処遇官 ②保護観察官、保護司、更生保護ボランティア <福祉機関側> ①地方公共団体、福祉サービスの専門職 ②コーディネート機関 ③各種福祉サービスの提供機関など	 <pre>                     graph LR                         A[矯正施設] -- 身上調査票 --&gt; B[保護観察所]                         A -- リーフレット --&gt; C[地方公共団体]                         B &lt;--&gt;  連携  C                         B --&gt; D[保護司、更生保護ボランティアなど]                         C --&gt; E[コーディネート機関]                         E --&gt; F[福祉サービスの提供者など]                     </pre> <p>&lt;司法機関側&gt;</p> <p>&lt;福祉機関側&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出所・出院後に、自力で市町村の福祉部門や各種福祉サービスの提供機関、就労支援団体、居住支援法人などにアプローチすることが難しい対象者が多いことから、同行支援などにより、本人と地域の支援機関や制度をつなげるコーディネート機関を設置する。</li> <li>釈放後に保護観察に付された者の支援については、保護観察所や保護司等が行う支援と、福祉機関側が行う支援が連動して効果的に提供できるよう、本人情報の共有により解決策を共同で構築する。</li> </ul>
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体、コーディネート機関による調整</li> <li>更生緊急保護制度の活用</li> <li>各種福祉サービスの提供者などによるチーム支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメントで聴取した本人意向に基づき、課題解決に向けた支援策の構築及び出所・出院後の環境づくりを行う。</li> </ul> <p>【出所・出院前】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出所・出院後に、迅速かつ効率的に社会復帰や生活再建のサービスにつなげるため、本人が矯正施設入所中に以下の支援を行う。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;司法機関側&gt; 職権消除された住民登録の代行、障害者手帳及び年金等の取得、通院や服薬の状況・履歴の確認など</li> <li>&lt;福祉機関側&gt; 帰宅先の確保、帰宅先自治体との情報共有、通院・入院先の確保、福祉サービスの提供機関の確保</li> </ul> </li> </ul> <p>【出所・出院後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;司法機関側&gt; 本人支援の必要性に応じて、更生緊急保護を積極的に活用する。</li> <li>&lt;福祉機関側&gt; 本人の様々な意向の実現に資する支援を行う福祉サービス提供者や制度などと本人をつなげていく。本人の社会生活を継続して支えるために、地域におけるネットワークを構築する。</li> </ul>